

別表六(十六)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事
年

業
度

・
・

法
人
名

別表六十六

令二・四・一以後終了事業年度分

国家戦略特別区域の名称	1						
特定事業の内容	2						
資 種	類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
産 細	目	5					
	国家戦略特別区域担当大臣の 確認を受けた事業実施計画に 記載されることとなった年月日	6	・	・	・	・	・
区 取	得	年	・	・	・	・	・
	月	日	7	・	・	・	・
分 特	定	事業の用に供した年月日	8	・	・	・	・
	取	得	価	額	又	は	製
得 額	額	又は製作価額	9		円		円
	法	人	税	法	上	の	圧
	積	立	金	計	上	額	10
額	差	引	改	定	取	得	価
	額	(9) - (10)	11				
法人税額の特別控除額の計算							
(11)のうち(7)が平成31年3月31日 以前であるものに係る額の合計額	12			円			円
同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	13						
(11)のうち(7)が平成31年4月1日 以後であるものに係る額の合計額	14						
同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	15						
(14)のうち(6)が平成31年3月31日 以前であるものに係る額	16						
同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	17						
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	$\frac{((12)-(13))+((16)-(17)) \times \frac{15}{100}}{+((13)+(17)) \times \frac{8}{100}}$	18					
	$\frac{((14)-(15))-((16)-(17)) \times \frac{14}{100}}{+((15)-(17)) \times \frac{7}{100}}$	19					
税 額 控 除 限 度 額	額	20					
機 械 設 備 等 の 概 要							

「25」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の10第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00507」
 ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額

当期税額控除可能額 23
 ((20)と(22)のうち少ない金額)
 調整前法人税額超過構成額 24
 (別表六(六)「7の⑩」)
 法人税額の特別控除額 25
 (23) - (24)